

(1年生のみ・一部給付)奨学のための給付金手続きについて

(該当者のみ提出)

保護者の皆様へ

授業料以外の教育費負担の軽減を図ることを目的に、奨学のための給付金が支給されます。
下記の申請対象世帯に該当する場合は提出をお願いします。

【申請対象世帯】

- ① 生活保護受給世帯
- ② 住民税所得割額非課税世帯
- ③ 家計急変により住民税所得割額が非課税相当世帯

【提出期限】

令和 7年 5月 14日(水) 期限厳守

【提出場所】

西原高校事務室

※ 申請書類等は事務室で配布しています。(5月8日までに・生徒の受取可)